

平成 23 年 8 月に発生したトラブル事象について (1 / 1)

		区分Ⅳ
件名	解体作業員の軽度熱中症の発症	
発生日時	平成 23 年 8 月 27 日(土) 10 時 30 分頃	
発生場所	処理棟1階 小型トランス解体エリア 除塵室(管理区域レベル3)	
環境への影響	なし	
PCB 汚染の可能性	なし	
概要(時刻は頃) (応急措置等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症者は運転会社の解体作業員で33歳の男性社員であった。 ・ 当日の作業は、抜油した小型トランスの蓋を取り外す作業であった。 ・ 作業の装備は、エアメット、化学防護服(ポリプロピレン製で内部からの通気性あり)、手術用手袋(2重)、ゴム手袋、ゴム長靴及び下着であった。 <p>【時系列】</p> <p>8/27 9:30 小型トランス解体班副班長による作業前の体調確認後、除塵室に入室。</p> <p>10:30 作業終了で前室に移動したところで体調不良(発汗、目まい、全身倦怠)となる。同僚の手助けで保護具を外して救護室に搬送。救護室では経口補給水を摂取し、頭部と体を冷やししながらベッドで安静にして、経過観察とした。</p> <p>11:30 1時間経過して症状は若干緩んだが、体温が 37.5℃あったことと体調不良が継続していたことから、病院に搬送することとした。</p> <p>11:50 診察開始。診察の結果、軽度の熱中症の症状であり、点滴500mLを投与した。</p> <p>12:50 症状の改善が見られたことから、帰宅休養指示で自宅休養とした。</p>	
事象による影響	なし	
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本作業における WBGT 値(暑さ指数)は、除塵室の作業環境(室温 25.5℃、相対湿度 40%:通常と同様)に化学防護服着用の補正係数を考慮して算出した結果 21℃で、当日の作業量から判断した熱中症の基準値 26℃より十分低い作業環境であった。 ・ 作業員は、十分な睡眠で朝食も摂取していたが、2週間前からカゼ薬を服用していた。 ・ 作業時間は1時間であったが、遮蔽フード内の作業が引き金となって発症したと推定。 	
再発防止対策	<p>再発防災対策の立案にあたっては、産業医の意見を踏まえて検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽フード内の作業に先立ち実施する体調確認において、前日までの発熱・咳・嘔吐・下痢・二日酔いを確認項目に追加することで、より確実にを行うこととした。 ・ 当該作業場所は熱中症発症のリスクが十分低い作業環境であることから、体調確認を確実にを行うことにより、設備や室温等の改善は行わないこととした。 	
水平展開	特になし	
連絡・公表の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事象区分の判断:複数回の通院を必要としない不休災害であり、区分Ⅳの3「微傷災害」に該当 ・ 対外対応:8/29 11:40～ 胆振・市及び道に電話にて第一報連絡 8/31 室蘭労働基準監督署に連絡(休業災害ではないため法令報告は不要) ・ 報告・公表:「通報連絡・公表の取扱い」に基づく報告として、9/12 に報告書を北海道及び室蘭市に提出し、PCB処理情報センターに配備した。 	

図

